（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正）

第十二条　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条第三項」を「第二十二条第二項」に改める。

第三条を削る。

第二条第一項中「第三十一条第一項第一号」を「第三十一条第一項第二号」に改め、同項第一号中「及び次条第一項第一号」を削り、同条第三項から第五項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同条を第三条とし、第一条の二を第二条とする。

第四条第二号中「第一条の二第一項第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

第五条第二号中「第二条第一項第一号イ又は」を削り、「第二条第一項第一号イ(2)」を「同号イ(2)」に改め、同号イ中「第二条第一項第一号イ(1)」を「第三条第一項第一号イ(1)」に改め、同号ハ中「第二条第二項各号」を「第三条第二項各号」に改める。

第七条第二項中「第一条の二第一項第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

附則第二条中「第二条」を「第三条」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第十三条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第十七条第一項」の下に「（法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第十八条第二項中「含み、法第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る」を「含む」に改める。

附則第五条の二第一項を削り、同条第二項中「附則第五条の二第六項」を「附則第五条の二第八項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第五条の二第七項」を「附則第五条の二第九項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「附則第五条の二第八項又は第九項」を「附則第五条の二第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、「又は承継教育資金貸付けあっせん勘定」を削り、「それぞれ同条第五項」を「同条第五項」に改め、「この項」の下に「及び次項ただし書」を加え、「それぞれの」を「その」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　機構は、法附則第五条の二第十四項の規定により年金担保債権管理回収勘定（同条第五項に規定する年金担保債権管理回収勘定をいう。以下この項において同じ。）を廃止したときは、その廃止の際年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより年金特別会計に帰属させるものとする。ただし、同条第十四項ただし書に規定する資産及び負債は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより承継債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

附則第五条の二第十一項中「附則第五条の二第三項の規定により機構が同項に規定する」を「附則第五条の二第二項及び第三項の規定により機構が同条第二項各号に定める業務及びこれに附帯する」に、「第十二条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）」とあるのは、「第十二条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）又は同法附則第五条の二第三項に規定する業務」を「第十六条第一項（同法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第二項」とあるのは「同法第十六条第二項（同法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「一般会計とあるのは「一般会計（同法附則第五条の二第二項第一号に定める業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定における国庫納付金にあっては年金特別会計の業務勘定、同項第二号に定める業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定における国庫納付金にあっては労働保険特別会計の労災勘定）」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第十七項」に改め、「第十四条第一項」の下に「から第三項まで、第二十一条第二項及び第二十五条第一項」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10　機構は、法附則第五条の二第十五項の規定により労災年金担保債権管理回収勘定（同条第五項に規定する労災年金担保債権管理回収勘定をいう。以下この項において同じ。）を廃止したときは、その廃止の際労災年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより労働保険特別会計に帰属させるものとする。

（健康保険法施行令の一部改正）

第十四条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　全国健康保険協会の資金の運用（第一条）」を「第一章　適用事業所の事業の範囲（第一条）　第二章　全国健康保険協会の資金の運用（第一条の二）」に、「第二章」を「第三章」に、「第一条の二」を「第一条の三」に、「第三章」を「第四章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第八章を第九章とし、第三章から第七章までを一章ずつ繰り下げる。

第一条の二第一項中「健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の三とする。

第二章を第三章とする。

第一章中第一条を第一条の二とし、同章を第二章とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章　適用事業所の事業の範囲

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第三条第三項第一号レの政令で定める者は、次のとおりとする。

一　公証人

二　司法書士

三　土地家屋調査士

四　行政書士

五　海事代理士

六　税理士

七　社会保険労務士

八　沖縄弁護士に関する政令（昭和四十七年政令第百六十九号）第一条に規定する沖縄弁護士

九　外国法事務弁護士

十　弁理士

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十五条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項の表旧厚生年金保険法の項中

第四十三条第四項	、資格を喪失した日	、資格を喪失した日にあつ
第四十三条第三項	第一項	受給権者がその権利を取得した月以後における	受給権者がその権利を取得した日（以後において被
		基準日の	基準日の